

平成26年度実施 指定管理者制度導入施設モニタリング結果

施設名		東村山市立社会福祉センター			
導入年月日		平成18年4月1日	現行の指定期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日	
指定管理者		社会福祉法人 東村山市社会福祉協議会	市所管課	健康福祉部地域福祉推進課、同部障害支援課	
指定管理料(26年度予算/25年度決算)		30,991,000円 / 35,143,000円			総合評価
シート項目	基本項目	・条例、施行規則等を遵守し、すべてにおいて適正に履行されている。			A
	事業運営	・資格を有する人材の配置で遺漏なく実施されている。			A
	地域連携	・地域連携は十分と判断できる。			A
	施設維持管理	・設備が老朽化する中で、可能な限り実施と評価できる。			A
	経費の執行管理	・適正と評価できる。			A
	指定管理者	・適正と評価できる。			A
講評等	<p>・基本項目は、施設の設置目的との整合性を筆頭に、各項目ともすべて健全に維持管理されている。施設の老朽化もあるが、高齢者の多い利用者の安全に十分配慮されているとともに、福祉情報の提供にも配慮されている。</p> <p>・事業運営も、基本協定書の定めにある有資格者の配置を含め、適正な体制が整っている。自主事業の「なごやか文庫」は、地域に定着し、安価で常連客も多く成功している。</p> <p>・地域連携は、中学生の職場体験等工夫が感じられる。</p> <p>・施設維持管理は、市所管と協議しながら速やかに対応ができています。</p> <p>・経費の執行管理は、おおむね良好と判定できるが、指定管理料に対する月次報告の報告方法(内訳及び予算対比)、決算報告の計上方法について、「経費の削減努力」「適切な管理」等の観点で評価することから、検討の余地がある。</p>				

平成26年度実施 指定管理者制度導入施設モニタリング結果